

No.	分類		第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
			事業名	事業の概要			
記入例			人権施策審議会	人権問題に係る総合的な施策の樹立等市政の重要事項に関する審議等を行うため人権施策審議会を開催する。また、必要に応じて審議会内に部会等を設置する。	人権施策審議会を開催する。 また、必要に応じて審議会内に部会等を設置し開催する。	同和問題をはじめする様々な人権問題について取り組むべき課題は、山積しており、今後も市民の人権意識の高揚と教育及び啓発を図るため、市の諮問組織として継続の必要性がある。	人権施策推進課
1	(1)女性	(2)子ども	女性・子どもに対する暴力への取組	DVは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な面などさまざまなケースがある。また、子どもを巻き込んだ暴力にまで及ぶことから、地域福祉、保健、医療、教育等との連携を図り、DVを早期に発見することで、安心して過ごせる生活につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙を通してDV被害の相談窓口の周知を図る。 ・安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図る。 	安心して生活ができるよう関係機関と連携して、支援の充実を図る。	家庭児童相談室
2	(2)子ども		児童虐待防止等ネットワーク	虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、心身に後遺症を残したり、時には生命までも脅かすことさえある重大な問題である。その問題が近年増加傾向にあるが、家庭内で発生することが多く発見が困難な状況である。そこで、子どもの虐待防止について啓発を行い、地域福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、早期発見、早期援助に努め子どもの人権を守る。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虐待防止に向けて、広報紙や街頭啓発、出前講座等を通じて啓発を実施する。 ・虐待の早期発見に努められるよう、関係者の意識の向上を図る。 ・虐待を発見したら、関係機関に繋ぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行う。 	子どもの虐待の早期発見・早期援助に努め、子どもの命を守る。	家庭児童相談室

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
3	(2)子ども	個別課題解決に向けた相談・支援体制の確立	いじめや不登校のほか児童生徒の人権に関する個別課題の解決のため、校園所の現状把握に努め教育委員会との連携を図っていく。教育委員会へ直接相談があった場合は、十分に受け止めた上で当該校園所とともに取り組む。	いじめや不登校等、児童生徒の人権に関する個別課題を解決するため、校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。 教育委員会に直接相談がある場合は児童生徒や保護者のおもいをしっかり受け止めた上で当該校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。	いじめや不登校の現状を正確に把握し、これらの人権課題をなくす取組を継続して実施していく必要がある。 いじめ認知後の解消率が令和元年度で82.5%であった。(解消率とは当該いじめ案件を校内で見守り、3か月間、いじめが全く繰り返されていないことを被害者から個別に確認できた比率をいう。しかし、1月以降に発生したいじめは3月末時点で解消を被害者から確認できないため、解消とはカウントできない。年度明けて6月に再調査すると解消率は野洲市の場合99%となる。) 解消率90%を目標とし、いじめ問題をなくす取組を推進する。	学校教育課 こども課
4	(2)子ども	こころの教育相談	不登校やいじめなどの悩みや課題を抱えた児童生徒の人権に関する相談の場を設け、子どもたちの「心のサイン」を見逃さない対応など、個別課題の解決に向けて、保護者や学校・関係機関と連携した取組を推進する。	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行う。 相談：予約制1日4件程度 定期相談：週1回～月1回程度	個々の悩みが解消できるよう適切なカウンセリングを行う。	ふれあい教育 相談センター

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
5	(2)子ども	適応指導教室事業	不登校やいじめなどで学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所づくりを行い、自他を大切にする気持ちを育みながら、他者とのコミュニケーションや、自己肯定感・社会性などの育成に努め、社会的自立や学校への復帰に向けて、きめ細やかな指導や相談・支援に取り組む。	学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学習支援など個別やグループ活動を通して自信回復、学校復帰を目指す。 通級：週1回～週5回 体験活動：湖南SSN年1回 活動体験：月1回 保護者懇談会：年数回	通所する児童生徒全員が体験活動等を通して自信回復と自我の確立を図ることで学校復帰が出来る。また、学校との連携強化に努める。	ふれあい教育相談センター
6	(2)子ども	家庭訪問型学習支援	校長から支援の依頼があった、学校にも適応指導教室にも行けない深刻な不登校状態にある小・中学生の自宅を主な支援場所として、家庭訪問型学習支援を実施する。なお、家庭における生活上の諸課題については、市民生活相談課など関係課につなぎ現行制度を利用しながら連携を図る。	訪問教育指導員(教員免許を有する教職経験者)2人がペアで自宅等を訪問し、学校復帰、社会的自立に向けてのきっかけづくりを目的に、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を行う。 (支援の時間と回数) 1人1回概ね3時間以内で、週1回を原則とし出席日数にカウントする。	学校復帰、社会的自立に向けて、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を継続していく。	ふれあい教育相談センター
7	(2)子ども	はつらつ野洲っ子育成事業	はつらつ野洲っ子の育成を掲げ、学校や家庭、地域が一体となって青少年健全育成に取り組む。 中学生が日ごろ考えていることや感じていることを広く市民に訴えるための発表会を開催し、誇りと自覚を持ち自主性を伸ばすとともに、社会の一員としての自覚と、目標をもってたくましく成長することを目指す。 また、青少年の健全育成をめざして、大人と子どもの意見交換会を開催する。	・はつらつ野洲っ子中学生広場の開催 ・育成フォーラムの開催	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校等の問題を防止し、児童・生徒の健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
8	(2)子ども	青少年健全 育成事業	青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議と各学区青少年育成会議の連携のもと、環境浄化や初発型非行防止街頭補導を行い、青少年との関係づくりをし、地域住民とのふれ合いのもと、一人ひとりが希望を持ち、困難なことにも主体的に対応できる力をつけるよう支援する。	「愛のパトロール運動」(第1・第3金曜日)・まちぐるみで「愛の声かけ運動」(7月・11月)の実施	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校、児童虐待をはじめ、子どもを脅かす事件等を防止し、青少年の健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課
9	(2)子ども	人権集会	自分がかげがえのない愛される存在であることを実感し、様々な人との出会いや教材との出会いを通して人権意識を高めていけるよう人権集会などを開催して、人権保育を推進する。また、参観、アンケート、集会だよりなどを通して保護者にも啓発する。	園児を対象としては2ヶ月に1回人権に関するテーマを設け集会を開催する。 保護者を対象としては年2回の研修会を開催し、年間3回以上啓発紙を発送する。	集会が形骸化することなく、内容や形態等を工夫し、また、保護者の関心や意識が高まるように継続していく。	こども課
10	(2)子ども	子育て相談	いじめや不登園のほか乳幼児の人権に関する保護者との相談の場をもち、個別課題の解決に向けて、家庭と連携した取組を推進する。	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子をつたえ、話しやすい関係性が築けるようにする。	子育て不安に対応できる職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の定着を図る。	こども課
11	(3)高齢者	消費生活相談	消費生活相談においては、高齢者特有の消費生活問題について関係機関と連携し権利擁護に努める。	くらし支えあい条例における見守り活動を効果的に行なうよう、個人情報等の取扱い等を整備した運用マニュアルを作成する。	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、野洲市くらし支えあい条例を適切に運用し、見守りネットワークの仕組みを構築する。	市民生活相談課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
12	(3)高齢者	ユニバーサルデザインを基本とした住環境整備の促進	高齢者を含む全ての人々が、自立して生活できる安全な住環境の整備に向け、ユニバーサルデザインの考え方に基づく住宅改修を支援し、促進する。	高齢者等が自立して安心して生活できる環境の整備に向け、住宅改修にかかる費用の助成を行う。	自立して安全に生活できる環境の整備に向け、引き続き助成を行う。	高齢福祉課
13	(3)高齢者	高齢社会の課題に関する教育・啓発	高齢社会における介護や認知症等の社会的課題への関心と理解を高めるため、小中学生や地域の元気な高齢者などを対象に学習の機会の拡充をめざす。その策として、介護施設などにボランティア体験等の受入れを促す。また広報紙や介護ニュース等を活用し、サービスの情報提供と合わせ高齢社会に関する啓発情報も盛り込むようにする。また、地域住民を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域で支える意識づくりを促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携して、児童生徒の介護施設での体験学習を促す。 ・比較的元気な高齢者の活躍の場の創出と兼ねて、「高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム」を活用し、介護施設等でのボランティア活動を広げ、以て地域住民への理解を広げる。 ・市広報での特集記事の掲載を行い、サービスの情報提供や認知症についての啓発を行う。 	できる限り住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため、高齢社会や認知症についての啓発事業を継続する。	高齢福祉課 地域包括支援センター
14	(3)高齢者	高齢者の権利擁護	高齢者の権利が守られ、安心して生活を送れるよう権利擁護に係る成年後見制度の啓発や利用を推進する。高齢者虐待の早期発見、早期対応に向けて、関係機関が連携して対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度についての啓発を行う。必要なケースについては成年後見制度の市長申立てを速やかに行う。 ・高齢者の虐待防止、早期発見のための啓発出前講座や高齢者虐待防止勉強会を開催する。 	高齢者の権利を守る意識が広がる。権利擁護のための対応が、関係機関の連携により円滑に進められている。	高齢福祉課 地域包括支援センター

No.	分類		第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
			事業名	事業の概要			
15	(3)高齢者		高齢者のサービス 利用支援と強化	地域の高齢者が、介護保険サービスにとどまらない様々な形のサービスを利用し、自立した生活が継続できるよう、地域関係者とのネットワーク構築や、ネットワークを利用した高齢者実態把握、初期相談対応、継続的・専門的な相談支援、また権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援を行う。	高齢者やその家族などの相談を受け止め、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な機関、制度、サービスになぐとともに関係者のネットワークにより支援を行う。	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できる	地域包括支援センター
16	(3)高齢者	(4)障がい者	コミュニティバスの 運行	市コミュニティバスは、単に交通の利便性の面だけでなく、福祉施策の一環として、高齢者や障がいのある方々の生活行動範囲を拡大することや、利便性のある運行に努める。	高齢者や障がい者利用者を44,000人を目標とする。	高齢者や障がい者利用者を45,000人を目標とする。	協働推進課
17	(3)高齢者	(4)障がい者	交通安全施設整備	すべての人の社会参加を保障する環境整備の一環として、高齢者・障がい者をはじめ交通弱者の安全確保にも効果のある歩道と車道の分離など交通安全施設の整備を進める。	合同点検結果に基づく対策実施後の状況について、実際に期待した効果が上がっているか対策効果の把握と検証を行います。	継続的に通学路の安全を確保するため、関係者による合同点検を継続的に実施するとともに、交通安全対策実施後の効果把握等も行い、本プログラムの改善・充実を行います。これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきたいと考えます。	道路河川課

No.	分類	第4次実施計画			担当課	
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (1年目)		第4次事業計画終了 時点での到達目標
18	(3)高齢者 (4)障がい者	交通バリアフリー基本構想に基づく実施計画の推進	交通バリアフリー基本構想に基づき交通バリアフリー道路特定事業計画を策定。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した利便性及び安全性の向上を促進するため、野洲駅を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。	市道小篠原稻辻線の歩道拡幅等のバリアフリー化については、地元や関係機関との調整が必要であり、方向性がまとまれば計画策定を行う。	バリアフリー化歩道の構造の方向性がまとまれば、計画策定のとおり実施する。	道路河川課
19	(4)障がい者	ユニバーサルデザインによる生活環境の推進	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障害者基本法に基づく第2次市障がい者基本計画を令和3年度に6年間の計画として策定し、施策の柱として「ユニバーサルデザインで安心して暮らせるまちをめざして～まちで快適に過ごす～」を掲げている。 特に、ノーマライゼーションの考え方に基づき、社会的障壁を取り除くため、生活環境の整備、情報・コミュニケーション環境の整備等を推進する。	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障がい者自立支援課

No.	分類	第4次実施計画			担当課	
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (1年目)		第4次事業計画終了 時点での到達目標
20	(4)障がい者	人材育成の充実	共に地域で暮らせる社会を推進していくために、ボランティア活動の振興とボランティア資質の向上を図ることが重要であり、障がいのある人との交流を通じて、社会貢献できるボランティア活動の場を提供し、各種ボランティア活動へ参加する気運を醸成すると共に、その養成に努める。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話ボランティアを養成し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援の拡大を図る。ボランティアの更なる拡大を図るため、受講生の確保に向け、継続した啓発を行う必要がある。	ボランティア活動の振興と手話奉仕員等の人材の育成	障がい者自立支援課
21	(4)障がい者	精神障がいについて の正しい知識の啓発及び自殺対策の 理解促進	精神障がいのある人が、住み慣れた地域で自立生活や社会参加ができるよう、社会的な誤解や偏見を取り除いていく取組をすすめ、併せて地域住民の心の健康づくりを進める。 自殺対策の理解促進のために様々な取組みを包括的に推進する。	精神障害者家族会(たんぽぽの会)とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施する中で、市民との交流を図る。 市民団体等へ、うつ病等精神疾患の理解が深められるよう講師派遣等の支援を行う。 また、広報やポスター、パネル等により精神疾患、精神障がいに関する啓発を行う。	精神障がいに関する誤解や偏見をなくすために啓発や自殺対策の理解促進の取組を継続する必要がある。	健康推進課

No.	分類	第4次実施計画			担当課	
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (1年目)		第4次事業計画終了 時点での到達目標
22	(4)障がい者	障がいや障がいの ある人に対する 偏見や差別を解消 する啓発	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、種々の機会を捉え人権意識の高揚を図る。また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため啓発事業や交流事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者自立支援課 ・障害理解と障害差別解消法の広報・啓発を実施(広報やす年1回以上掲載) ・障害者理解の講演会を実施(年1回) ・障がい者虐待防止のための講演会の実施(年1回) ・市民や団体・関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施(随時) ・障害者週間(12/3-12/9)街頭啓発 ○発達支援センター研修・啓発事業の実施 ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修会や講演会を実施 ・市民や関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施 ・広報やす「発達支援センター通信」の掲載(隔月) ・「発達障害啓発週間」や「世界自閉症啓発デー」に合わせた広報やすへの記事の掲載およびポスター啓発 ・図書館で、発達障がいの理解と支援に関する図書コーナーの設置 	<p>障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、人権意識の高揚を図る。</p> <p>知的・精神・身体障害と、特に発達障害や障がい者虐待についての正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけではなく、広く市民全体へ啓発する必要性があり、事業継続の必要性がある。</p>	障がい者自立支援課 発達支援センター
23	(4)障がい者	障害者差別解消法における取組の 推進	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、地方公共団体に対して、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されることから、事業の実施にあたっては、実効性のある対応ができるよう、差別解消に向けた必要な検討と取組を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ①職員対応要領に基づく合理的配慮の提供により、障がいを事由とする差別の解消を進める ②地域における関係機関等との連携による情報共有をはかる ③障害者理解の促進に向けた啓発を進める 	<p>・計画期間での取組が実効性のあるものになっているか検証できており、課題を明確にできていること。</p>	障がい者自立支援課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
24	(4)障がい者	障がいのある人の 権利擁護の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人の中には、自己の意思表示が困難な人は権利の侵害にあうことがあるため、関係機関と連携を図りながら成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進することにより、日常生活の管理、財産管理を行い権利擁護に努める。	権利擁護事業契約者数 90人	障がいのある人の日常生活支援及び虐待防止に向けた支援等のため、関係機関と連携し成年後見等利用や地域福祉権利擁護事業の利用の啓発や促進を行う。障がいのある人が権利侵害のない自立した生活を送るために必要な支援となっている。	地域生活支援室
25	(4)障がい者 (6)外国人	点字や拡大文字による ごみ情報提供 (さくら墓園永代使用墓所年間管理料徴収)	視覚障がい者、視覚弱者、外国人に対しての行政情報伝達の一環として、ごみ収集に関する情報を点字及び音声テープ、拡大文字、外国語で提供する。 (視覚障がい者、視覚弱者に対しての行政情報伝達の一環として、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で提供する。)	希望する対象者へ 100%配布	希望する対象者へ 100%配布	環境課
26	(5)同和問題	就労対策相談事業	安定就労に向け、雇用と生活等の問題をハローワークと協力し市役所内に設置した「やすワーク」を拠点として関係機関との連携により解決を図る。	就労相談は、ハローワーク、関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。	就労を希望される方が、安定就労できるようになる。	市民生活相談課 人権センター 市民交流センター

No.	分類	第4次実施計画			令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要				
27	(5)同和問題	修学奨励助成金	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。		修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。(令和15年度まで)	学校教育課
28	(5)同和問題	部落解放・人権政策確立要求に向けた取組の推進	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の活動に参画して、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するための取組を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会事務局 ・総会、事務局研修、連続講座、幹事級研修などへの参加 ・基本法ニュースの発行支援継続 	部落解放基本法の制定をめざし継続する。	人権施策推進課
29	(5)同和問題	同和問題講演会	同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けての啓発の一環として講演会を行う。		同和問題強調月間に、同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けた啓発の一環として、同和問題講演会を開催する。	同和問題講演会を開催し、同和問題をはじめあらゆる人権の解消に向けての啓発を継続する。	人権施策推進課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
30	(6)外国人	国際理解推進事業	野洲市国際協会と連携を図り、言語や文化の違いについての相互理解や交流機会を充実する。	市民への国際交流や国際理解を深めるために野洲市国際協会へ運営補助の実施をする。 米国ミシガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業を行う。	市民の国際交流や国際理解を深め、多文化共生の推進を図るため、継続の必要性がある。	企画調整課
31	(6)外国人	外国人支援事業	本市に、在住・在勤する外国人が生活する上での視点から、外国語による情報提供、相談体制、通訳の支援を行う。	外国人支援事業委託を行う。	今後、国籍の多様化が見込まれる外国人支援の状況を鑑み、必要となる対応を行うため、継続の必要性がある。	企画調整課
32	(6)外国人	外国語等資料整備	外国人等への情報提供として、外国語資料等の利用しやすい形態の資料を整備する。図書館の利用案内を各国言語に翻訳して外国人にも使いやすい施設となるようにする。	外国語資料を受入し利用できる外国語資料の増加をはかる。図書館の利用案内の内容の改定があったときは外国語版も改定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・このことに関する資料の特設コーナーを年1回以上開催する。 ・寄贈資料なども活用しながら、外国語の書籍の所蔵数を増加させる。5年間で100冊。 	図書館

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
33	(7)インターネット	インターネットによる人権侵害の防止策・防止教育	インターネットによる人権侵害の防止のための啓発・教育を行う。人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルの啓発を行う。学校等においては、インターネット等の安全な使い方と情報の真偽を見抜く力を養うために教育を行う。	差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対して情報を共有し、関係機関とのネットワークづくりをする。 また、適切な対応ができるよう対応マニュアルを作成する。 人権侵害を監視するリーダー人材の育成、研修会に参加する。 人権侵害の被害者に対する相談活動を行う。	インターネットによる人権侵害への正しい知識を持ち、啓発することにより、意識向上させ、未然防止に努める。人権侵害が起こった場合、関係機関と連携し解決を図る。	人権施策推進課 学校教育課
34	(8)その他さまざまな人権問題	エイズ、身近な感染症についての啓発	HIV等の感染症について正しい知識を普及し、患者に対する誤解や偏見をなくすため、健康教室やパンフレット配布等により、感染症に関する啓発を進める。	世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。	エイズ患者数は増加していることから、さらに啓発を行うことは必要である。	健康推進課
35	人権一般	個人情報の保護	基本的人権を擁護するうえで重要な意義を有する個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を進め、個人の権利利益の保護を図る。	個人情報保護に関する制度は年々更新されるため、個人情報の取扱方法や事務手続きを常に最新のものにし、各課の担当者にその都度指導する。 平成27年度より番号法が施行されたことに伴い、特定個人情報の保護に対する職員の適切な対応が求められることが予想されるため、庁内連絡会議を定期的に行い、職員の特定個人情報に対する意識の向上及び適切な利用を図る。	市民および職員の個人情報の保護に対する意識の向上を図り、特定個人情報を含む個人情報の保護に努める。 また、基本的人権擁護のため、個人の情報保護は必要不可欠であり、第3次事業計画終了後も引き続き継続していく。	総務課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
36	人権一般	窓口人権相談の充実	市民相談総合窓口ネットワークにより人権相談の第2窓口として個別窓口の役割を果たす。電話、来所により、人権相談に応じて解決をはかる。専門的事例は、人権擁護委員、弁護士相談等につなぐ。	電話・面接相談 人権相談で各部署と連携 相談員の相談技術の向上	さまざまな人権相談 に対応できる職員の 資質向上と相談しや すい窓口体制を定着 させる。	人権センター 市民交流セン ター
37	人権一般	人権擁護委員	法務大臣委嘱の人権擁護委員による特設人権相談所(人権なんでも相談所)を開設し、人権相談を受ける。また、人権教室として、人権紙芝居を5歳児対象に実施する。 国の人権擁護制度への連携として人権擁護委員法に基づき人権擁護委員候補者を推薦するほか各協議会への関与・参画を図る。今後の人権擁護の法制度の変更に対応し人権救済の充実をめざす。	人権擁護委員が行う啓発活動の支援 大津人権擁護委員協議会と各種啓 発行事で連携 地域人権啓発活動ネットワーク協議 会参画	上位法「人権擁護委 員法」に基づき、事業 を実施する。	人権施策推進課
38	人権一般	戸籍住民基本台帳 個人情報	市民課は戸籍や住民票などの個人情報管理し、市民の請求により証明書を発行している。 証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前登録者に対してその交付した事実をお知らせする本人通知制度を設け、身元調査等を目的とした不正請求・不正取得を防止し、抑制につなげている。 また、野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	・戸籍、住民票などの個人情報の適 正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知 を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求 に係る告知事務処理要領に基づき、 今後も関係機関と連携して適正な管 理に努める。	・戸籍、住民票などの個 人情報の適正な管理を 行う。 ・本人通知制度の適正な 運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等 の不正請求に係る告知 事務処理要領に基づき、 今後も関係機関と連携し て適正な管理に努める。	市民課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
39	人権一般	事業所内公正採用 選考 ・人権啓発推進事 業	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づ く啓発や企業啓発指導員による啓発指導、事業所内 公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業 訪問を行うとともに、対象者ごとの研修会を実施す る。	事業所内公正採用選考・人権啓発 基本方針に基づく進行管理 ・企業啓発指導員による啓発指導 ・事業所内公正採用選考・人権啓発 研修推進班員による企業訪問	企業の社会的責任と しての公正な採用選 考の実施を推進し、 企業自らが主体的に 人権尊重の視点を基 にした活動の推進を 図るため、県の取組 と連動し継続して行 う。	商工観光課
40	人権一般	人権教育基本方針	人権教育基本方針に基づき事業を推進する。基本 方針の周知徹底を行うとともに、必要に応じ改定を行 う。	就学前教育・学校教育・社会教育の それぞれの分野に応じた人権教育を 展開していく。	人権教育基本方針に 定めた各カテゴリー ごとの推進目標の達 成。	学校教育課
41	人権一般	人権保育推進事業	人権教育基本方針の周知徹底を図るとともに、必 要に応じて改定を行い、人権保育を推進する。	年間8回の職場研修を実施する。	人権保育基本方針に 則り、教育・保育の資 質の向上と職員の人 権感覚の向上が中堅 層を中心に広がる。ま た、人権教育・保育訪 問に年間1人1回は研 修として公開保育・協 議会に参加する。	こども課
42	人権一般	人権教育推進員	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修を実施 し、人権尊重のまちづくりを推進する。	各自治会に人権教育推進員を委嘱 し研修会を開催する。	引き続き各自治会に 人権教育推進員を委 嘱し研修会を開催す る。	人権施策推進課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
43	人権一般	学校・園所人権教育 推進委員会	各中学校区部会、プロジェクト部会を中心とした学 校・園所人権教育推進委員会活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区部会の取り組み推進 ・小学校人権学習プランの推進 ・就学前から高校までの一貫した人 権学習の様々な人権課題別目標の 設定 ・教職員人権問題研修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習プランを小 学校で完全実施し、学 習内容のデータバンク 化を図る。 ・中学校においても 様々な人権課題につい てのつきたい力を明確 にし、各中学校部会 での協議の中心とする。 ・人権学習プランの就 学前から中学校までの 次の見直しへの見通し を持つ。 ・人権学習の講師の データバンク化を図る。 ・就学前から高校まで の連携の中で自尊感 情の向上を図り、中学 校2年において「自分が 好き」と答えられる子が 85%以上をめざす。 	学校教育課 こども課
44	人権一般	市人権啓発推進協 議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となっ た人権啓発が推進できるよう市人権啓発推進協議会 に対して支援を行う。	各学区人権推進協や地域団体等により 組織された、市人権協の活性化に向 けた支援をすることで、全ての市民に 人権意識の高揚を図り、もって同和 問題をはじめとするさまざまな人権問 題解決の促進に資する。	更に効果的な啓発の 推進が図られるよう 支援をする。	人権施策推進課
45	人権一般	学区人権啓発推進 協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となっ た人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議 会に対して支援を行う。	部落差別をはじめあらゆる差別を許 さないまち、差別問題を自らの課題と 考え行動できる人をつくるために住民 が主体となった人権啓発が推進でき るよう学区人権啓発推進協議会に対 して、財政的な面も含めて支援を行 なう。	市民自らが主体と なって、住民等に対 して、差別のない明 るい地域の確立に向 けた人権啓発ができ るよう支援する。	人権施策推進課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
46	人権一般	広報掲載啓発事業	同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解を得るため、広報やすへの掲載をはかり、啓発を行う。	広報やすにて啓発記事の掲載	広報やすにて啓発記事の継続	人権施策推進課
47	人権一般	職員人権問題研修	行政職員として必要な幅広い人権問題に対する人権感覚と人権意識を身につけるため、研修目的を明確にし、多様な研修を実施する。	職員研修について、一定のルールに基づき点検し、基本方針に見合う研修を実施する。	職員人権問題研修の継続	人事課
48	人権一般	特別職人権問題研修	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	市のリーダーとして、啓発推進を図り、現状と課題を直視し、解決に立ち向かうとともに、新たな問題を起こさせない健全な社会づくりを進め、元気と安心のまちづくりをする。	広報秘書課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
49	人権一般	PTA人権問題研修	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修及び単位PTA人権問題研修を行うとともに、PTA人権問題研修の指導助言を行う。	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修の実施と単位PTAの実施する人権問題研修への指導助言・開催状況の集約	保護者や教育関係者が人権問題の解決をめざし、市民が広く集結し、研修会を通して市内における人権教育の一層の発展を目指す。	生涯学習スポーツ課
50	人権一般	人権問題啓発講師派遣事業	自治会、団体、企業などで実施される人権問題の研修会に啓発講師を派遣し、研修会の充実を図る。また、啓発講師の資質の向上を図る。	研修の充実を図るために啓発講師を委嘱し、また啓発講師に対する情報提供、研修の場を提供する。	幅広い人権に関するテーマのニーズに対応できる人材の発掘・育成。	人権施策推進課
51	人権一般	市民啓発事業	人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子「すてきなまちに」を作成し、市全所帯、学校、企業などに配布する。 実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催し、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	啓発冊子については、効果的により多くの市民に長く、有効活用されるよう内容の充実とともに、配布方法を再検討するほか、電子媒体による市民への周知を検討する。 「部落解放」と「女性解放」を共通の課題として、地域の人々との交流と連帯を深める集会として、実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催する。また、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	人権意識を高め、集会により交流や連携を図る。紙面により効果的・効率的な啓発を図る。	人権施策推進課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
52	人権一般	議員人権問題 研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	人権研修を年2回開催(うち1回は 湖南地区市議会議長会主催)する。	市議会では、人権を 尊重し責任ある活動 を行っていくことで、 「開かれた信頼され る議会の実現」に努 められるため引き続 き研修会を開催す る。	議会事務局
53	人権一般	農業委員人権問題 研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	年一回以上、人権研修を開催する とともに市民のつどいをはじめとする 各種研修会への参加を要請してい く。	農業委員会主催の 人権研修会への全 員参加の他、一人一 回以上市民の集いを はじめとする各種研 修会への全委員の7 割以上の参加	農業委員会事務 局
54	人権一般	企業人権啓発推進 協議会育成事業	企業人推協の組織を強化し、協議会の研修会及び 企業の加盟促進を行う。	・協議会への啓発経費補助 ・協議会の研修会の実施および新規 加盟促進	企業活動における同 和問題をはじめとす る様々な人権課題に ついての研修の実施 を推進し、企業自ら が主体的に人権尊重 の視点を基にした活 動の推進を図るた め、継続的な支援を 行う必要がある。	商工観光課

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度計画 (1年目)	第4次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			
55	人権一般	人権施策審議会	実施計画の進捗状況について、定期的成果と課題を把握し、審議会の答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取り組む。	人権施策審議会を開催する。 また、必要に応じて審議会内に部会等を設置し開催する。	第4次実施計画の進捗状況について、審議を行い、第5次野洲市人権施策基本計画を策定する。	人権施策推進課
56	人権一般	野洲市人権施策基本計画	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取組を推進していく。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画の進捗管理。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取り組みを推進していく。	人権施策推進課
57	人権一般	市民意識調査業務	本市が実施する人権問題の解決に向けた啓発効果等を把握し、客観的データに基づいた総合的、計画的な教育、啓発を展開するため、令和6年度に市民意識調査と併せて職員意識調査を実施する。	意識調査実施のための、内容等を検討する。	人権問題に関する市民意識調査の統計結果を元に、今後の教育・啓発のあり方について検討し活かす。	人権施策推進課 人事課